

日本文理大学後援会支部規程

昭和46年11月13日
制定

第1条 日本文理大学後援会会則第5条第2項の規程に基づき、支部について必要な事項をこの規程で定める。

第2条 支部は、府県別又はそれ以下の行政区画別あるいはその行政区画2以上の集合体別に会員の分布状態及び集合の便に応じて組織するものとする。

第3条 支部は、支部ごとに規則を定め、会長に届け出るものとする。規則を改正した場合も同様とする。

第4条 支部は、支部所属会員の中から支部長を選任するものとする。支部長は、当該支部を代表する。

2 支部長を選任又は更迭した場合は、会長に届け出るものとする。

第5条 代議員は、支部所属会員の中から選任するものとする。

2 代議員を選任又は更迭した場合は会長に届け出るものとする。

3 各支部における代議員の選出数は、支部所属会員10名未満は1名、10名以上は2名又はその端数ごとに1名を累加した数とする。

4 所属会員少数の場合は、代議員を選出しないことができる。

第6条 支部の経費は、支部の負担とする。ただし、必要に応じ本部から助成することができるものとする。

第7条 この規程の改正は、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、昭和46年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。